

議案第 9 0 号

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正  
する条例について

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成２７年安中市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３章 小規模特定事業の規制（第７条―第２１条）」を

「第３章 小規模特定事業の規制

第１節 小規模特定事業の許可（第７条―第２１条）

第２節 土砂等の搬入計画の届出（第２２条―第２９条）」に、「第２２条―第２６条」を「第３０条―第３４条」に、「第２７条―第３１条」を「第３５条―第３９条」に改める。

第３章中第７条の前に次の節名を付する。

第１節 小規模特定事業の許可

第１０条第２項中「性状が基準」を「性状が規則で定める基準（以下「性状基準」という。）」に改め、同条第３項第３号中「その性状が規則で定める基準」を「性状基準」に改める。

第１１条第４項中「規定により」の次に「周辺の地域の生活環境の保全及び」を加える。

第１６条第１項中「小規模特定事業区域から」を「当該区域から」に改める。

第１９条第１０号及び第１１号中「第２３条」を「第３１条」に改める。

第３１条を第３９条とする。

第３０条第１号中「又は第１１条第１項」を「、第１１条第１項、第２３条第２項又は第２５条」に改め、同条第２号中「第２項」の次に「又は第２７条第２項」を加え、「同項に規定する」を削り、同条を第３８条とする。

第２９条第１号中「又は第１２条第２項」を「、第１２条第２項、第２２条第１項、第２３条第１項若しくは第３項又は第２４条第１項」に改め、同条第３号中「又は第１６条第１項若しくは第２項」を「、第１６条第１項若しくは第２項又は第２６条第１項若しくは第２項」に改め、同条第４号及び同条第５号中「第２３条」を「第３１条」に改め、同条を第３７条とする。

第２８条中「又は第１９条」を「、第１９条、第２４条第３項又は第２８条」に改め、同条を第３６条とする。

第27条第1号中「第3項まで」の次に「又は第29条」を加え、同条を第35条とする。

第26条を第34条とし、第22条から第25条までを8条ずつ繰り下げる。

第21条の次に次の節名及び8条を加える。

## 第2節 土砂等の搬入計画の届出

(小規模特定事業に係る土砂等の搬入計画の届出)

第22条 小規模特定事業を行おうとする者は、土砂等埋立等区域ごとに、土砂等の搬入を開始しようとする30日前までに、市長に土砂等の搬入計画（以下「搬入計画」という。）を届け出なければならない。ただし、第7条第1項各号に掲げる埋立て等（規則で定めるものを除く。）については、この限りでない。

2 搬入計画を届け出ようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 埋立て等の目的

(3) 土砂等埋立等区域の位置及び面積

(4) 小規模特定事業を行う期間

(5) 土砂等埋立等区域に搬入する土砂等の数量

(6) 土砂等埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の届出書には、土砂等埋立等区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

4 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業については、第1項の規定による届出をすることを要しない。

(土砂等の搬入計画の変更の届出)

第23条 搬入計画の届出をした者は、前条第2項第2号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事項を変更しようとする日の10日前までにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 搬入計画の届出をした者は、前条第2項第1号若しくは第7号に掲げる事項の変更又は前項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、規則で定めるところにより当該変更のあった日から14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、搬入計画の届出をした者について相続、合併又は分割があったことにより前条第2項第1号に掲げる事項を変更しようとするときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該届出に係る小規模特定事業の全部を承継した法人は、規則で定めるところにより、当該相続、合併又は分割があった日から30日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

（土砂等の搬入の事前届出等）

第24条 第22条第1項又は前条の規定による届出（以下「搬入計画の届出等」という。）をした者が、当該搬入計画の届出等をした土砂等埋立等区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の排出の場所ごと又は規則で定める土砂等の数量を超えるごとに、規則で定めるところにより、搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出なければならない。ただし、生活環境の保全のため緊急の必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出には、土砂等埋立等区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等が性状基準に適合していることを証する書面並びに当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で、規則で定めるものを添付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。

（1） 当該土砂等が、国等が行う事業により排出された土砂等である場合で、土砂等の検査の必要がないと市長が認めたとき。

（2） 当該土砂等が、規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等である場合で、当該法令等の規定に基づき採取されたものであることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。

（3） この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の

履行に伴う土砂等による埋立て等であるとき。

- 3 市長は、搬入計画の届出等をした者が搬入しようとする土砂等が性状基準に適合しない場合であって、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、当該搬入計画の届出等をした者に対し、当該届出等に係る土砂等の搬入に関し必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができる。

（小規模特定事業の完了等の届出）

第25条 搬入計画の届出等をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

（1） 搬入計画に係る小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したとき 完了し、廃止し、又は休止した日から10日以内

（2） 休止した小規模特定事業を再開しようとするとき 再開する日の10日前  
（土壌の検査等）

第26条 搬入計画の届出等をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該搬入計画に係る土砂等埋立等区域内の土壌検査を実施し、規則で定める日までに、当該土壌検査の結果を市長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、搬入計画の届出等をした者は、当該搬入計画に係る土砂等埋立等区域に汚染された土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

（書類の備置き等）

第27条 搬入計画の届出等をした者は、搬入計画の届出等をした日から当該届出等に係る小規模特定事業を完了し、若しくは廃止した日まで、当該搬入計画に係る第22条第2項の届出書（第23条第1項の変更の届出をした場合にあっては、その届出書を含む。）の写しその他規則で定める書類及び図面を当該搬入計画に係る土砂等埋立等区域又は搬入計画の届出等をした者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該小規模特定事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

- 2 搬入計画の届出等をした者は、当該搬入計画に係る小規模特定事業を完了し、若しくは廃止した日から5年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

(改善命令等)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、搬入計画の届出等をした者に対し、期間を定めて小規模特定事業の施工に関し必要な改善を命じ、又は期間を定めて小規模特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 小規模特定事業が搬入計画に適合していないと認めるとき。
- (2) 第24条第1項の規定に違反し、届出をしていないと認めるとき。
- (3) 第26条第1項の規定に違反し、土壌検査を実施せず、若しくはその結果を報告せず、又は同条第2項の規定に違反し、報告をしなかったと認めるとき。
- (4) 第27条第1項の規定による書類の備置きをせず、又は閲覧をさせなかったと認めるとき。
- (5) 第31条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと認めるとき。
- (6) 第31条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めるとき。

(措置命令)

第29条 市長は、第22条第1項若しくは第23条第1項から第3項までの規定に違反して小規模特定事業を行い、又は行った者に対し、土砂等による土壌の汚染の発生を防止するため、期間を定めて、当該小規模特定事業を停止し、又は必要な措置を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成27年安中市条例第28号。以下「旧条例」という。）第7条第1項又は第9条第1項の規定により受けている許可については、当該許可に係る小規模特定事業を完了し、若しくは廃止するまで又は当該許可を受けた期間が満了する日（この条例の施行の日以後に期間の変更の許可を受けた場合は、その期間が満了する日）までの間は、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る小規模特定事業に関する旧条例

の規定（第 9 条第 1 項（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 2 条第 1 項又は第 3 0 条第 1 項の許可を要する変更の場合に限る。）の規定を除く。）の適用については、なお従前の例による。